

# 動物愛護法

殺傷・衰弱虐待禁止



©中塚祥子 NPO Neko-Dasuke

**殺傷犯罪** 懲役**2**年、罰金**200**万円。  
飼い主などのいるいないに関係なく、愛護動物に対する犯罪。

**衰弱虐待犯罪** 罰金**100**万円。  
飼い主や取り扱い者などの犯罪。

小動物の殺傷や虐待は重大犯罪のきざしです。

**110番!!**  
犯罪通報  
犯罪の所管は警察署